

2020春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

| | |
|-------|------------|
| 構成組織名 | メディア労連 |
| 方針決定日 | 2020年2月14日 |
| 要求提出日 | 2020年2月28日 |
| 回答指定期 | |

| 要求項目 | 要求内容 |
|--|--|
| (1) 基本的な考え方 | |
| 連合要求を社会値と位置づけ「すべての労働者の処遇改善と働き方の見直し」を柱とする取り組みを進める。 | |
| (2) 賃上げ要求 | |
| ■月例賃金 | |
| ○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」 | 加盟各団体の経営環境を踏まえつつ、産別内での「底上げ・底支え」「格差是正」にこだわり、賃金カーブを維持したうえで、月例賃金の引き上げを重視する賃金改善をはかっていく。 |
| ○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」 | 定昇相当分(賃金カーブ相当分)2%+賃上げ2%程度=4%程度 |
| ○規模間格差の是正(中小賃上げ要求) | 連合の賃金実態をものさしとし、その水準の到達プラスαの賃金引き上げを求める |
| ○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入 | 全ての時給労働者は1,100円超となるよう賃金改善を要求する。請負契約などその他の契約労働者は契約実態を踏まえて要求する。 |
| ■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当関連 | 職場における男女間賃金格差の実態把握のために賃金データの調査・集約を進める。 |
| ■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低賃金の協定締結 | 賃金総体を引き上げるために初任給の引き上げに取り組む。 |
| ■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等労働者への対応 | 一時金は企業業績をふまえつつ、昨年実績以上を目指す。 |
| (3) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し | |
| ■長時間労働の是正 | 委託元企業の長時間労働是正をはじめとした取り組みが、グループ内受託企業や協力会社等への「しわ寄せ」とならないよう、グループ全体で業務量と業務内容を見直し、総実労働時間の削減をはかっていく。 |
| ■均等待遇(同一労働同一賃金)の実現 | 法改正に合わせて、職場における雇用形態間の不合理な労働条件の点検・改善に取り組む。 |
| ■その他 ・人材育成と教育訓練の充実 ・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備 など | 企業年金制度の未導入組織においては退職給付制度を求めていく。 |
| (4) ジェンダー平等・多様性の推進 | |
| ・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法 ・ハラスメント対策と差別禁止 ・育児や介護と仕事の両立 ・次世代育成支援対策推進法 | 男女別の賃金実態を把握し、問題点の改善と格差是正に向けた取り組みを進める。 |
| (5) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化の取り組み | |
| 委託元企業の長時間労働是正をはじめとした取り組みが、グループ内受託企業や協力会社等への「しわ寄せ」とならないよう、グループ全体で業務量と業務内容を見直し、総実労働時間の削減をはかっていく。 | |
| (6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入 | |
| | |